○農林水産省令第八十五号

関税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六号）の施行に伴い、関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第三号の農林水産省令で定める方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

農林水産大臣　吉川　貴盛

関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第三号の農林水産省令で定める方法を定める省令の一部を改正する省令

関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第三号の農林水産省令で定める方法を定める省令（平成二十六年農林水産省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第八号の農林水産省令で定める方法を定める省令 関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第八号の農林水産省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第八号に掲げる物品（以下「高糖度原料糖」という。）から砂糖水以外の砂糖を精製する場合　高糖度原料糖を水に加温溶解させ、得られた溶液の不純物を物理的方法により除去した後、当該溶液をしよ糖として晶出し、得られた結晶を乾燥させる方法 二　（略）	関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第三号の農林水産省令で定める方法を定める省令 関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第三号の農林水産省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第三号に掲げる物品（以下「高糖度原料糖」という。）から砂糖水以外の砂糖を精製する場合　高糖度原料糖を水に加温溶解させ、得られた溶液の不純物を物理的方法により除去した後、当該溶液をしよ糖として晶出し、得られた結晶を乾燥させる方法 二　（略）

附　則

この省令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日から施行する。

○経済産業省令第七十五号

関税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六号）の施行に伴い、経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令

経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成十七年経済産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（関税割当申請書） **第一条**　経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号。以下「令」という。）第二条第一項及び第二項に規定する関税割当申請書の様式は、様式第一によるものとし、その提出部数は、一通とする。 （関税割当証明書） **第二条**　令第二条第七項に規定する関税割当証明書（以下「証明書」という。）の様式は、様式第二によるものとする。 （証明書の有効期間の延長） **第三条**　令第二条第八項ただし書の規定により証明書の有効期間の延長を申請しようとする者は、様式第三による関税割当証明書有効期間延長申請書に当該証明書を添えて、その有効期間満了前に、経済産業大臣に提出しなければならない。 2　［略］	（関税割当申請書） **第一条**　経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号。以下「令」という。）第一条第一項及び第二項に規定する関税割当申請書の様式は、様式第一によるものとし、その提出部数は、一通とする。 （関税割当証明書） **第二条**　令第一条第七項に規定する関税割当証明書（以下「証明書」という。）の様式は、様式第二によるものとする。 （証明書の有効期間の延長） **第三条**　令第一条第八項ただし書の規定により証明書の有効期間の延長を申請しようとする者は、様式第三による関税割当証明書有効期間延長申請書に当該証明書を添えて、その有効期間満了前に、経済産業大臣に提出しなければならない。 2　［略］